

流山市旅券発給事務等
人材派遣事業者選定プロポーザル実施要領

1 趣 旨

流山市（以下「本市」という）では、平成２９年３月１日から、おおたかの森出張所において一般旅券の申請受理・交付業務等（以下「本業務」という）を開始する。

本業務を円滑かつ効率的に履行して質の高い市民サービスを提供するため、高い能力を有する派遣労働者の受入を行うにあたり、最新の知識及び豊富な経験を有する複数の事業者から提案を受け、派遣契約の優先交渉者を選定するもの。

2 業務概要

（１）名 称

流山市旅券発給事務等人材派遣

（２）履行期間

平成２９年２月１日から平成３１年３月３１日まで

（本業務開始までの期間は派遣労働者の研修期間とする。）

（３）場 所

流山市役所おおたかの森出張所

千葉県流山市西初石６丁目１８５番地の２

流山おおたかの森Ｓ・Ｃ３階

（４）契約上限額（税込）

総 額	28,342,000円
（内 訳）	
平成２８年度	3,934,000円
平成２９年度	12,254,000円
平成３０年度	12,154,000円

3 仕 様

流山市旅券発給事務等人材派遣仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

4 スケジュール（予定）

平成 28 年 1 1 月 1 日	本手続の公表※ ¹
～ 1 1 月 1 1 日	質問の受付
1 1 月 1 8 日	質問に対する回答の公表※ ¹
～ 1 1 月 3 0 日	参加表明の受付
1 2 月 1 5 日	参加資格の確認
1 2 月 1 6 日	参加資格の確認結果の通知
～ 1 2 月 2 2 日	提案書類の提出
1 2 月 2 6 日	提案審査会（プレゼンテーション）
1 2 月 2 8 日	審査結果の通知
平成 29 年 1 月上旬～	契約に向けた協議
1 月下旬	契約の締結

※¹ 流山市公式ホームページに公表する。

URL : <http://www.city.nagareyama.chiba.jp/index.html>

5 参加資格

提案審査会に参加する者は、次の要件を満たさなければならない。

（１）過去３年以内に、類似業務（旅券発給以外の窓口業務を含む）の実績があること。

（２）次の要件に該当しないこと。

ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成 3 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けている者。

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者。または、提案書類提出日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人として使用している者。

エ 商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社の整理の開始を命ぜられている者。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく裁判所の

再生手続開始決定を受けている者。

カ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく裁判所の更正手続開始決定を受けている者。

キ 本市に提出した書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。

ク 法人税又は消費税を滞納している者。

6 参加表明

提案審査会に参加しようとする者（以下「応募者」という）は、次の方法により参加表明を行うこと。

（１）参加表明期限

平成２８年１１月３０日（水）午後５時まで

（２）参加表明方法

参加表明書（様式１）を流山市役所市民課に持参すること。

7 質問回答

本要領及び仕様等に疑義が生じた場合は、次の方法により質問を行うことができる。

（１）質問期限

平成２８年１１月１１日（金）午後５時まで

（２）質問方法

ア 次の項目を電子メールの本文に記載して送信すること。

電子メール以外の方法による質問は一切受付しない。

送信先：流山市役所市民課（14 参照）

（ア）法人名

（イ）所在地

（ウ）担当者名

（エ）電話番号

（オ）メールアドレス

（カ）質問内容

イ 電子メールの送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

ウ 質問は各社１回限りとする。

エ 質問は、原則として本要領及び仕様書に関する内容に限る。

ただし、質問が審査の公平性の維持を目的とする場合など、本市が必要と判断する場合は上記以外の質問にも回答を行う。

(3) 回答日

平成28年11月18日(金)

(4) 回答方法

流山市公式ホームページに公表

8 参加資格の確認

本市は、参加表明を行った者について参加資格の確認を行う。

(1) 確認日

平成28年12月15日(木)

(2) 確認結果の通知日

平成28年12月16日(金)

(3) 通知方法

提案審査会参加資格確認通知書(様式2)の郵送

9 提案書類の提出

8(3)に示す通知を受けた者(以下「提案者」という)は、次の方法により提案書類を提出すること。

(1) 提出期限

平成28年12月22日(木)午後5時まで

(2) 提出方法

(3)に示す全ての書類を流山市役所市民課に持参すること。

(3) 提出書類

様式3	提案書 …(5)参照
様式4	会社概要
様式5	業務の実績
様式6	見積書
関係書類	印鑑証明書※ ²
	商業登記簿謄本※ ²
	納税証明書
	財務諸表※ ³

※² 受付日前 3 か月以内に発行されたもの。

※³ 最新決算年度のもの。写し可。

(4) 提出部数

10 部（様式 6 及び関係書類は 1 部）

- ・ 様式 3 ～ 5 の書類を 1 冊のバインダーに綴じたものを 1 部とする。
- ・ 様式 6 及び関係書類は、別途、封筒に封緘すること。

(5) 提 案 書

ア 次の規格とする。

表 紙	様式 3
サ イ ズ	A 4 縦
印 刷	両面印刷（表紙を除く）
ページ数	10 ページ以内（表紙を除く）

イ Microsoft PowerPoint 等のプレゼンテーション資料編集ソフトから出力する場合は、1 ページあたり 2 スライドとする。

ウ 本要領及び流山市旅券発給事務等人材派遣事業者選定基準（以下「選定基準」という）の内容を十分に考慮すること。

エ 記載の順序は、選定基準に示す審査項目の順番と一致させること。ただし、審査項目と直接関係の無い内容（会社概要や独自の PR 等）を途中に挿入することは妨げない。

オ 専門的な用語は極力利用せず、わかりやすく平易な表現を徹底すること。

10 参加の辞退

提案審査会への参加を辞退しようとする者は、次の方法により辞退を行うこと。

(1) 辞退期限

平成 28 年 12 月 22 日（木）午後 5 時まで

(2) 辞退方法

参加辞退届（様式 7）を流山市役所市民課に持参すること。

11 提案審査会

(1) 開 催 日

平成 28 年 1 2 月 2 6 日（月）

（２）開催場所

流山市役所第 2 庁舎 3 階 3 0 4 会議室

（３）提案方法

ア 次の時間配分とする。

提 案	1 5 分
質疑応答	1 5 分

イ 提案は、提案者が口頭にてプレゼンテーションを行うものとする。

ウ 提案に参加できる者は、契約後に本業務を担当する者のみとする。

エ 提案に参加できる人数は、最大 5 名とする。

オ プレゼンテーションの順序は、選定基準に示す審査項目の順番と一致させること。ただし、審査項目と直接関係の無い内容（会社概要や独自の PR 等）を途中に挿入することは妨げない。

カ 提案者は、プレゼンテーションの実施中、スライド形式の資料（以下「プレゼン資料」という）をスクリーンに投影することができる。

（４）プレゼン資料

ア 次の規格とする。

形 式	Microsoft PowerPoint 形式 ※ 拡張子が「.ppt」または「.pptx」のもの。
スライド数	2 0 スライド以内（表紙を除く）

イ 提案書と同一である必要は無い。ただし、内容の整合性を維持するよう十分に注意すること。

ウ 専門的な用語は極力利用せず、わかりやすく平易な表現を徹底すること。

エ 文字の大きさ及び背景とのコントラストについては、十分に視認できるよう配慮すること。

オ 審査委員の質疑に対しては簡潔に回答すること。

（５）会場備品

ア プロジェクター 1 基

イ	15pinケーブル	1本
ウ	スクリーン	1枚
エ	電源タップ	空き2口以上
オ	長机、椅子	

12 審 査

(1) 審査方法

選定基準のとおり

(2) 審査結果の通知日

平成29年12月28日（水）

(3) 通知方法

提案審査会審査結果通知書（様式8または様式9）の郵送

13 留 意 事 項

(1) 参加表明、質問回答及び提案（以下「提案等」という）に伴い生じた一切の費用は、応募者（提案者）の負担とする。

(2) 参加表明は、1社につき1件のみ行うことができる。

(3) 本市が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 応募者（提案者）は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(5) 応募者（提案者）が提出した書類は返却しない。

(6) 応募者（提案者）が提出した書類の全部または一部を変更することはできない。ただし、脱漏または不明確な表示があった場合等において、本市が認めた場合はこの限りではない。

(7) 提案者の構成員は、他の提案者の構成員となることはできない。

(8) 提案者の構成員は、変更することができない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合等において、本市が認めた場合はこの限りではない。

(9) 応募者（提案者）の責任において関係法令等を十分に確認すること。本業務の実施に伴う法令適合のリスクは、派遣元に帰属することとする。

- (10) 提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、応募者（提案者）が負うものとする。
- (11) 本市は、応募者（提案者）が提出した書類に虚偽の記載があった場合、当該提案を無効とすることができる。
- (12) 本市は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合において、本要領に示す日程や時間を変更又は中止する場合がある。
- (13) (12) の場合において、応募者は異議を申し立てることはできない。また、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。

14 事務局

- (1) 名 称 流山市役所市民生活部市民課 （担当） 三好
- (2) 所 在 地 〒270－0192
千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市役所第1庁舎1階
- (3) 電話番号 04－7150－6075（直通）
- (4) Eメール shimin@city.nagareyama.chiba.jp